

# 検討の方向性(案)について (事業法第27条の3適合契約への移行に関する事項)

令和3年6月9日 事務局

- 電気通信事業法第27条の3のルール
- 改正電気通信事業法(令和元年法律第5号。以下「改正法」とする。)の施行日(2019年10月1日)以降、新たに「約す」契約(「更新」を含む。)は、電気通信事業法第27条の3(昭和59年法律第86号。以下「事業法」とする。)に適合した条件の契約である必要がある。
- ただし、施行日より前に約された契約については、最初の契約の更新の際に、事業法27条の3に適合した条件の契約(以下「適合契約」とする。)に移行することが原則だが、適合契約への移行が不利となるおそれのある例外的な利用者も存在するため、「当分の間」の経過措置として、施行日より前に約された事業法第27条の3に適合していない契約(以下「既往契約」とする。)については、事業法第27条の3に適合しない条件のまま「更新」することを特例として認めている(事業法施行規則附則第3条第1項第1号)。
- ▶ 既往契約には、次のものがある。
  - ① 事業法第27条の3不適合期間拘束契約(以下「不適合期間拘束契約」とする。)
    - 違約金1,000円以上、期間拘束2年以上など施行規則第22条の2の17に適合しない契約。
    - 特例により、再度、改正法不適合の条件で更新をすることができる。
  - ② 事業法第27条の3不適合利益提供等(以下「不適合利益提供等」とする。)
    - 端末購入を条件とする通信料金の割引や通信契約の継続利用を条件とする端末代金の値引き(割賦残債の支払免除)など施行規則第22条の2の16に適合しない利益提供が残っている契約。
    - 再度、改正法不適合の条件で約すことはできない。

#### 〇 移行促進のための取組

➤ 不適合期間拘束契約の利用者が、適合契約に移行することにより有利になるにもかかわらず漫然と更新し続けることがないよう、総務省においては、これまで、各事業者に対して2回要請(2019年6月及び9月)を行い、これを受けて、事業者においては移行促進のための計画を策定し、各種取組を実施している。(4~7ページ参照)

## (違約金免除等の取組)

- ▶ MNO3社は、移行促進のための取組として、自社内の適合契約に移行する際の違約金の免除等を行っているほか、適合契約の周知等を実施している。
- ▶ なお、NTTドコモにおいては、違約金の免除ではなく、適合契約へ移行した後も解約した不適合期間拘束契約の残余の拘束期間に適合契約を解約した場合には、不適合期間拘束契約による違約金9,500円の支払いが発生する「違約金の留保」を行っているが、本年秋以降、違約金の留保を撤廃することを表明している。
- ➤ MNO3社の移行促進のための取組のうち、周知について、「競争ルールの検証に関する報告書2020」では、 「各事業者による周知が改正法の施行前後と比較して低調になってきている」という指摘がされている。(23 ページ参照)
- 本年4月のヒアリングで確認をしたところ、事業者において、適合契約についての周知の取組は行っているものの、移行促進自体に関する取組は行われていない。また、総務省のアンケート調査では、適合契約に移行した利用者のうち、約4割の者が案内がなかったと回答している。(18ページ参照)

## 〇 既往契約の状況(2021年3月末時点)

(不適合期間拘束契約)

- MNO3社の不適合期間拘束契約は、改正法施行時点(2019年9月末時点の既往契約数を基準値(100)とした場合の指数)と比較して、約5割の約5,300万契約が残っている(NTTドコモ: 51%、KDDI: 51%、ソフトバンク: 53%)。改正法施行時に、各社が策定した移行促進計画との関係では、NTTドコモは、移行促進契約を上回るペースで、KDDI及びソフトバンクは、概ね計画どおりに移行が進んでいる。(10ページ参照)
- ▶ MNO3社の契約数に占める不適合期間拘束契約の割合は、45.8%となっている。(11ページ参照)
- MNO3社は本年3月末から新しく低廉な料金プランの提供を開始しているところ、今後の見通しとして、NTTドコモは、不適合期間拘束契約のうちスマートフォンの契約について2022年末迄に移行が完了すること、ソフトバンクは、適合契約への移行の進捗が加速する見込みであることを表明している。(20、21ページ参照)

#### (不適合利益提供等)

- ▶ 端末の購入を条件とする通信料金の割引は、改正法施行時点(2019年9月末時点の既往契約数を基準値(100)とした場合の指数)と比較して、約620万件が残っている(NTTドコモ: 7.2%、KDDI: 32.5%、ソフトバンク: 29.4%)。(8、13ページ参照)
- ▶ 回線契約の継続を条件とする割賦代金の残債免除(旧端末購入サポートプログラム)は、改正法施行時点 (2019年9月末時点の既往契約数を基準値(100)とした場合の指数)と比較して、約1,405万契約が残っている (KDDI: 75%、ソフトバンク: 56%)。各社が策定した移行促進計画との関係では、ソフトバンクは計画を上回っているが、KDDIは計画を下回っている。(8、13ページ参照)

#### (その他)

MNO3社の不適合期間拘束契約のうち、約2割は3G契約となっている(不適合期間拘束契約は約5,300万契約、3G契約は約1,120契約が残っている。)。(16ページ参照)

赤枠	は構成	員限り
----	-----	-----

# 事業法適合契約への移行促進プラン

4

注: 2019年9月末(FY2019 2Q)時点における契約数を100とした際の見込み値。 出典:令和元年総基料第117号に基づく報告

- □ 施行前から改正法の趣旨を踏まえた準備等を実施するよう携帯電話事業者3社に要請(6月20日)。
- 衆総・参総附帯決議:「改正法施行までの期間・・・改正法の趣旨に反した競争により利用者間の不公平を生じさせ、適切なサービス選択が阻害されることのないよう、事業者に対して、必要な措置を講ずること」

## 要請の主な内容

- **1.** 施行前に不適正な販売が行われないよう、**現行の規 律**(※)**を遵守**すること
  - ※ 端末購入補助ガイドライン、景品表示法(広告適正化)
- 2. 施行前に改正法の趣旨に反する販売が行われないよう、旧料金プランや販売手法等を整理・縮小すること
  - ・ 料金プランや販売手法等の見直しを至急実施
  - ・ 改正法の趣旨に反するものは至急整理・縮小
- 3. 施行後に既存の利用者が恩恵を受けられるよう、新プランへの移行の円滑化のための措置を講ずること
  - 既存の利用者が改正法の施行後に新料金プランへ円滑に 移行できるために必要な措置
  - 既存の利用者に対する料金プランの移行についての周知 徹底
- **4.** 改正法の円滑な施行のため、**体制の整備及びシステム面の準備**を行うこと
  - ・ 関係部署及び窓口の体制の充実・強化
  - ・ 改正法対応のための情報システム改修等を優先的に実施

- **5.** 利用者によるニーズに応じたサービス選択を確保するため、**契約期間全体での総額表示の実現に向けた 準備**を進めること
  - ・ 拘束期間全体において利用者が支払う通信料金と端末 代金の総額の目安を示す取組の準備(法施行に併せて関 係のガイドライン(消費者保護ガイドライン)を改正予定)
- 6. 代理店の届出制度を円滑に導入するため、**届出制 度の導入に向けた代理店への周知・指導を実施**する こと
  - 代理店に対する届出の要請
  - ・ MVNOに対する届出制度の周知
- **7.** 1~6の実施状況のフォローアップのため、**必要な事 項の報告**を行うこと
  - 講ずる措置や関係する契約数等の数値を月次で総務省 へ報告 → 総務省において公表・有識者会合での検証

□ 改正法の施行に向けた準備等を加速させる取組を実施するよう携帯電話事業者3社に再度要請(9月6日)。

## 要請の主な内容

## 1. 適正な規律の遵守

- ・ 適正な店頭での広告表示の確保
- ・ 改正法の施行までの適正な端末の販売の遵守の徹底
- ※ 景品表示法(広告適正化)、「携帯電話端末の店頭広告表示等の 適正化について(2019.6.25 消費者庁)」、端末購入補助ガイドライン

## 2. 改正法及び関係省令等の円滑な施行に向けた準備

- ・ 駆け込み契約、端末購入を煽るような不適切な広告の防止
- ・ 改正法に適合したプランの速やかな準備・公表、利用者への周知
- 利用者を混乱させることながないよう、改正法施行前後での 端末販売手法に関して利用者に適切に周知

## 3. 改正法の適正な運用のための代理店における適切な 業務執行のための体制の整備

- ・ 改正法に適合する料金プランへの移行の促進、改正法の正確な情報に基づく利用者への勧誘・説明など販売店の管理体制の見直し
- ・ 販売中心の手数料体系の見直しに関し、方向性やスケジュールについて検討

# 4. 新料金プランへの利用者の円滑な移行に向けた取組

- (1) 利用者の円滑な移行を促進するための計画の策定
  - ・ 改正法に適合しない料金プランの契約数等を踏まえ、改 正法に適合する料金プランへの移行を促進するため、具 体的な施策(手法、範囲、実施時期等)を含む改正法に適 合する料金プランへの利用者の移行の計画を策定・実施
- (2) 利用者の円滑な移行を阻害しない旧端末サポートプログラムの運用の実施
  - ・ 旧端末購入サポートプログラムに係る機種変更の条件について、対象となる機種の範囲や変更後の端末の代金の支払い方法など利用者の事業者の選択を過度に抑制することとならないように留意

## 5. フォローアップのための報告及び公表

・ 講じる措置及び改正法に適合する料金プランへの利用者 の移行の計画を策定の上、総務省に報告 → 総務省にお いて公表・有識者会合での検証

# MNO3社の移行促進のための取組と現状

- 〇 事業法第27条の3適合契約への移行の促進に関し、各事業者は、事業法第27条の3不適合期間拘束契約からの移行の際の 違約金の免除等の取組を実施。NTTドコモは、免除ではなく留保の取組を行っているが、本年秋に見直す予定。
- KDDI及びソフトバンクの事業法第27条の3不適合利益提供等のうち、割賦代金の残債免除を行うものについては一定期間、 既往契約が継続している状態。

		NITTL* T	KDDI		ソフトバンク	
		NTTドコモ	au	UQモバイル	ソフトバンク	ワイモバイル
事業法第27条の3 適合契約の提供状 況(期間拘束プラ ンの提供有無)	4Gプラン	有 →2021年秋に期間拘束契 約の新規受付を終了予定。	有	無	:	<b>無</b>
	5Gプラン	無				
事業法第27条の3 期間拘束不適合契 約の残存割合 <sup>※1</sup>	2021年 3月末時点 の状況	51%	51%	41%	5	3%
プラン変更時の違約金免除の取組	対象者	全員	全員	全員	全員	①ワイモバイルと 全員2年以上契約している人又は②プラーン変更と同時に端末を購入する人
	 移行先プラン	全てのプラン	 一部プラン <sup>※2</sup> を除く全てのプラン	全てのプラン	全てのプラン	ワイモバイルの ワイモバ プラン イル以外 の全ての
	免除の内容	9,500円の違約金留保 (既往契約の拘束期間中にド コモを辞めると9,500円の違約 金の支払いが発生) →本年秋見直し予定	違約金O円	違約金0円	違約金O円	違約金O円
事業法第27条の3 不適合利益提供等 の残存割合 <sup>※1</sup>	通信料金の 割引	7.2%	32.5%	-	29.4%	-
	割賦代金の 残債免除	-	75.0%	-	56.0%	-

<sup>※1</sup> 事業法第27条3の施行時(2019年9月末)の残存数を100とした時の2021年3月末時点の指数)、※2 期間拘束の有無を選択できるプランで期間拘束なしの契約をした場合。

# MNO3社の事業法第27条の3不適合契約(既往契約)の残存数

- 〇 事業法第27条の3不適合期間拘束契約は、改正電気通信事業法の施行後1年6か月(2021年3月末)で、3社合計で残り約5299.4万契約となっており、約52.0%が残されている。
- 〇 事業法第27条の3不適合利益提供等は、改正電気通信事業法の施行後1年6か月(2021年3月末)で、<u>3社合計で残り約</u> 2023.6万契約となっており、約39.0%が残されている。



注1 事業法第27条の3不適合期間拘束契約とは、電気通信事業法施行規則第22条の2の17第1号に掲げる提供条件(違約金等の定めがある場合において、当該違約金等の定めに係る期間が二年を超える期間であること)又は同条第4号に掲げる 提供条件(違約金等の額と特定経済的利益の額との合計額が千円を超えるものであること)のいずれかに該当する契約をいう。

注2 2020年10月末時点以降は、同年10月1日にKDDIに事業承継が行われた「UQ mobile」分の数値を含む。



注1 事業法第27条の3不適合利益提供等とは、改正電気通信事業法の施行の前に約された移動電気通信役務の料金又は利益の提供であって事業法第27条の3第2項第1号に規定する移動電気通信役務の料金又は利益の提供に該当するもののうち 改正法の施行の時点でその全部又は一部が実施されていないもの(通信料金の割引、割賦代金の残債免除等)をいう。

注2 2020年10月以降のKDDIの残存数には、同年10月1日に事業承継を行った「UQ mobile」分は含まない。

# 事業法第27条の3不適合期間拘束契約数の指数の推移

- ・2019年9月末時点の事業法第27条の3不適合期間拘束契約数を基準値(100)とした場合、2021年3月末時点 の各社の指数の推移は以下のとおり。
- ・指数の四半期ごとの推移の平均値(小数点第2位四捨五入)は、ドコモ: ▲8.2、KDDI: ▲8.2、ソフトバンク: ▲7.9 となっており、2021年以降もこの平均値で推移したとしても、事業法第27条の3不適合期間拘束契約数がOになるまでには、2022年12月末までかかる見込み。



注1:2019年9月末時点を基準値(100)とした場合の指数の推移。

注2:KDDIの既往契約数には、事業承継を行う以前からの「UQ mobile」分を含む。

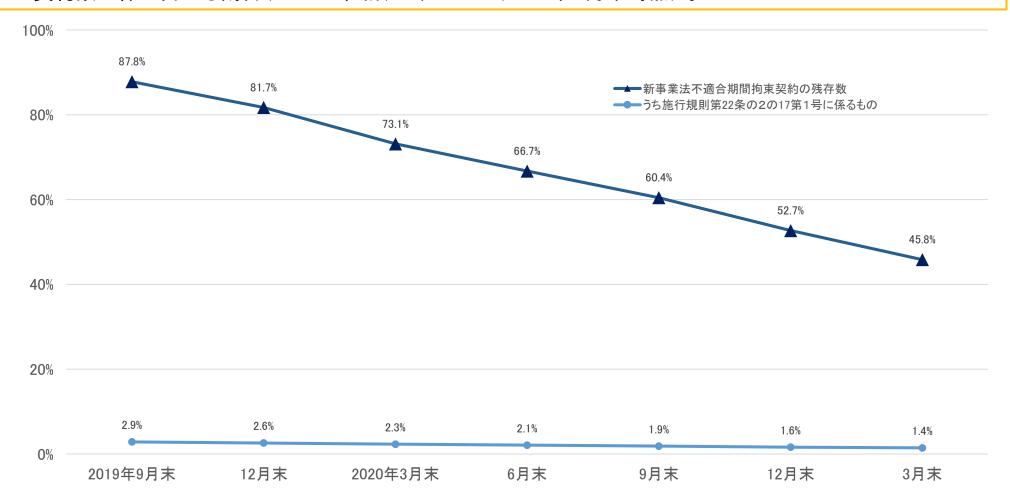
- ・MNO3社は、総務省からの要請に基づき、事業法第27条の3適合契約への移行計画を報告している。
- ・2019年9月末時点の事業法第27条の3不適合期間拘束契約数を基準値(100)とした場合、2021年3月末時 点の各社の計画値及び指数の推移は以下のとおり。

<nttドコモ></nttドコモ>	<kddi></kddi>	<ソフトバンク>

注1:計画値及び事業法第27条の3不適合期間拘束契約数ともに、2019年9月末時点を基準値(100)とした場合の指数の推移。

注2:KDDIの既往契約数には、事業承継を行う以前からの「UQ mobile」分を含む。

- 事業法第27条の3不適合期間拘束契約数の違約金は、利用者が新料金プランに自ら移行をしない限り、 9,500円のまま。
- 契約数全体に占める割合(MNO3社計)は、45.8%(2021年3月末時点)。



注1: ここでいう「契約数」とは、「移動電気通信役務の契約数」を指す。

注2:2020年12月末時点及び2021年3月末時点のKDDIの契約数及び既往契約数には、同年10月1日に事業承継を行った「UQ mobile」分も含む。

出典:電気通信事業報告規則及び令和元年総基料第129号に基づく報告

契約数全体に占める事業法第27条の3不適合期間拘束契約数の割合について、(2021年3月末時点)。

注1: ここでいう「契約数」とは、「移動電気通信役務の契約数」を指す。

注2:2020年12月末時点及び2021年3月末時点のKDDIの契約数及び既往契約数には、同年10月1日に事業承継を行った「UQ mobile」分も含む。

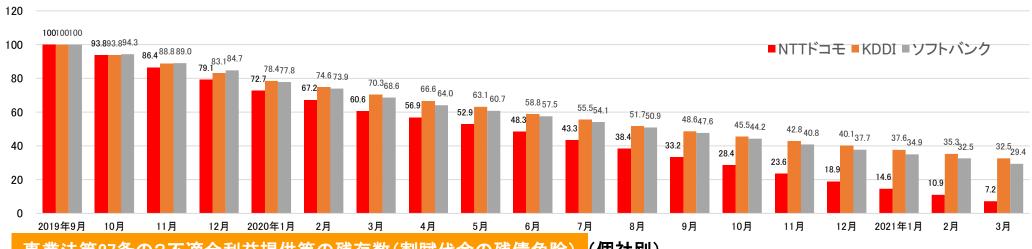
# 事業法第27条の3不適合利益提供等の残存数

13

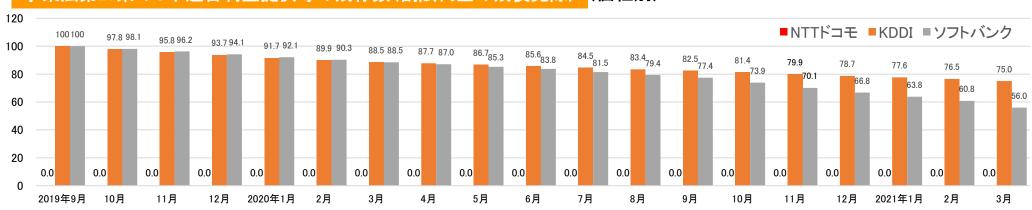
- 事業法第27条の3不適合利益提供等のうち、「通信料金の割引」と「割賦代金の残債免除」の残存数は、以下のとおり。
- このうち、割賦代金の残債免除(2021年3月末時点)について、KDDIの実績は75.0% 、ソフトバンクの実績は56.0% となっている。

# 事業法第27条の3不適合利益提供等の残存数(通信料金の割引)

(個社別)(2019年9月=100としたときの指数。小数点以下第2位を四捨五入。月末時点。)



事業法第27条の3不適合利益提供等の残存数(割賦代金の残債免除) <mark>(個社別)</mark>



注1:事業法第27条の3不適合利益提供等とは、改正電気通信事業法の施行の前に約された移動電気通信役務の料金又は利益の提供であって事業法第27条の3第2項第1号に規定する移動電気通信役務の料金又は利益の提供に該当するもののうち、改正電気通信事業法の施行の時点でその全部又は一部が実施されていないもの(通信料金の割引、割賦代金の残債免除等)をいう。

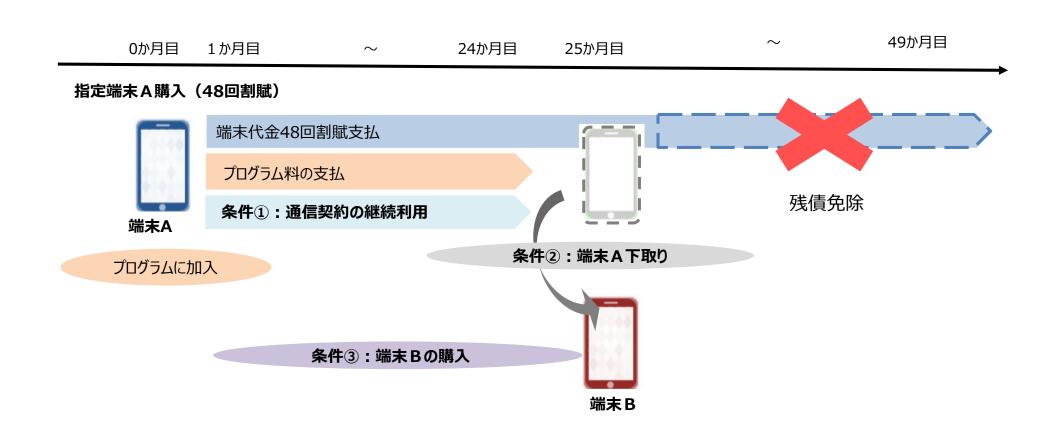
注2:2019年9月末時点を基準値(100)とした場合の指数の推移。

注3:2020年10月以降のKDDIの残存数には、同年10月1日に事業承継を行った「UQ mobile」分は含まない。

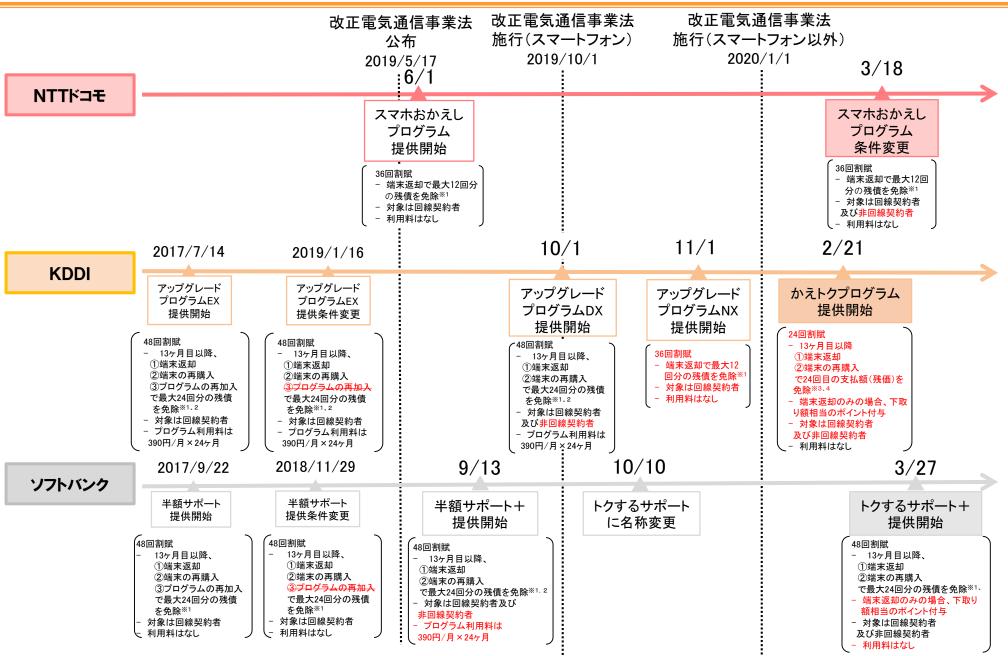
出典:令和元年総基料第129号に基づく報告

# 旧端末購入サポートプログラムの概要

- □ 改正法の施行前に、KDDI(2017年7月~2019年9月)及びソフトバンク(2017年9月~2019年9月)は、<u>指定端末</u> **の48回割賦での購入**を加入条件としたオプションプログラムを提供していた。
- □ 以下の条件を満たした場合に、旧端末の割賦残債(最大2年分)が免除されるプログラムとなっていた。
  - ①割賦残債の免除を受けるまでの間、通信契約を継続していること。
  - ② 旧端末を下取りに出すこと。
  - ③新たに端末を購入すること。

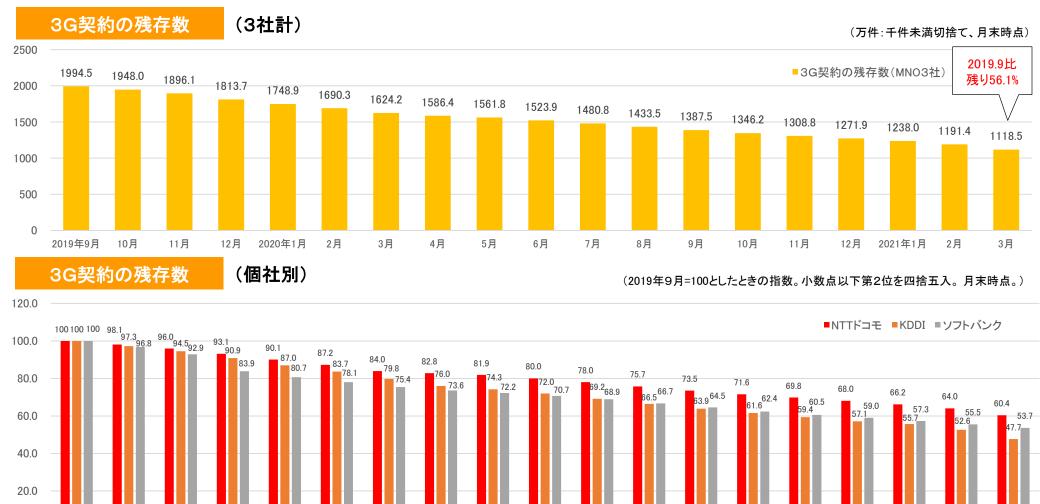


# 各社の端末購入サポートプログラムの変遷



<sup>※1 24</sup>ヶ月目までに特典を利用する場合にも、24回目までの分割支払金は引き続き支払いが必要。※2 24ヶ月目までに特典を利用する場合には、残月分のプログラム利用料の前払いが必要。 ※3 23ヶ月目までに特典を利用する場合にも、23回目までの分割支払金は引き続き支払いが必要。※4 残価の再分割後は残債免除申込の当月以降の残債を免除

3G契約は、改正電気通信事業法の施行後1年6か月(2021年3月末)で、3社合計で残り約1118.5万契約となってお り、約56.1%の3G契約が残されている。



注1:2019年9月末時点を基準値(100)とした場合の指数の推移。

11月

10月

0.0

2019年9月

注3:2020年10月以降のKDDIの残存数には、同年10月1日に事業承継を行った「UQ mobile」分は含まない。

12月

2020年1月

2月

3月

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

2021年1月 出典: 令和元年総基料第129号に基づく報告

(2021年6月現在)

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
3G	<b>2026年3月31日終了</b> (2019年10月29日発表)	<b>2022年3月31日終了</b> (2018年11月16日発表)	<b>2024年1月下旬終了</b> (2019年12月6日発表)
PHS	_	_	<b>2021年1月31日終了</b> ※ (2020年4月17日発表)

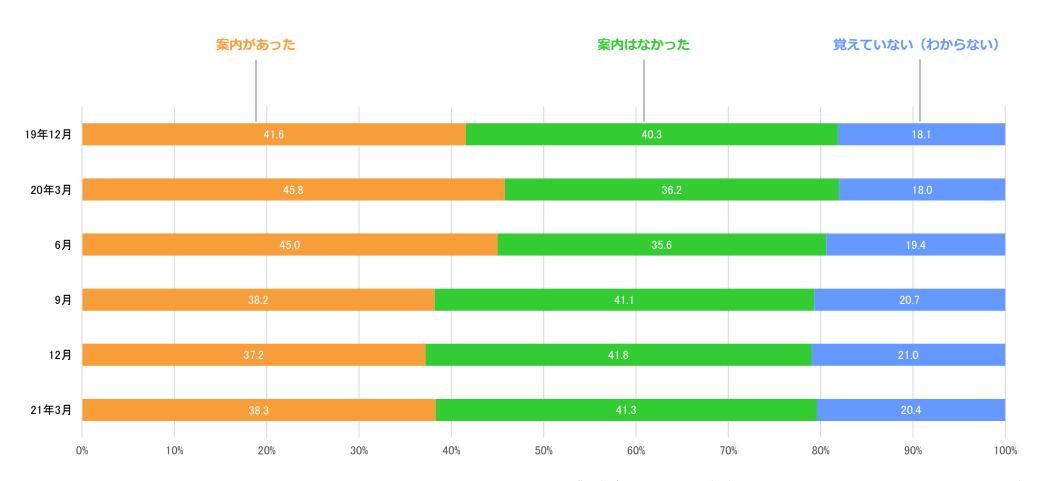
※ PHSテレメタリングプラン以外のものに関する終了時期。PHSテレメタリングプランについては、2023年3月31日終了(2019年4月24日発表)。

# 料金プランの変更に関する案内

問あなたが利用する携帯電話会社から料金プランの変更の案内はありましたか。

(19年12月) n=541 (20年3月) n=874 (6月) n=1,510 (9月) n=1,628 (12月) n=2,433 (21年3月) n=2,485

※ 問「現在利用している携帯電話会社の通信料金の料金プランの中で料金プランを変更し、現在の料金プランにしたのはいつごろ前ですか。」に対して、 2019年10月以降の時期と回答した者に対する質問。



出典:総務省アンケート調査(2019年12月、2020年3月、6月、9月、12月、2021年3月)

- ▶ 当初の計画よりも2倍のペースで移行が進んでいる。スマホの利用者については、今後、2年程度で改正適合プランへ移行するものと見通ししている。(第16回WG・ドコモ)
- ▶ 既往契約において、<u>当該2年定期契約の期間満了までの間、解約金を留保するとしていたが、今年秋頃を目途に見直しを行う予定</u>。また、<u>解約金留保の見直しに併せ、2年定期契約自体、新規受け付けを終了することも含め検討中</u>。(第16回WG・ドコモ)
- えるお客様に対して、メール、はがきによって、改正法適合プランのほうに移ってもらうための案内をしている。移行に当たって、更新時期を待たずに、新しいプランに移る方に対しては、契約解除料なしで切替えをしている。お客様は適合プランに移れば、さらに他者に移りたいという場合の契約解除料は、即1,000円が適用される。新しい適合料金プランをお客様に案内し、利用いただくことによって、改正法適合プランへの移行を進めていく。(第16回WG・KDDI)

  ひ正法施行前に提供していた従来の端末購入サポートプログラムについては、回線と端末がセットになってい

改正法適合プランへの移行促進の取組について、積極的な周知ということで、期間契約をしていて更新を迎

- たという背景もあるため、ロックイン効果がないとまでは言い切れないと思っている。(第16回WG・ソフトバンク)

  改正事業法施行の際、総務省からの要請に基づき、既往契約の移行計画を提出しており、実績については ほぼ計画通りに進捗。今後も、3G契約の巻き取り推進や、5G端末の販売を契機とした適合プランへの移行促 進等により、更なる既往契約の移行を進める。料金プランについては、様々な提供条件等を踏まえて料金を決めており、提供条件の一部である契約解除料のみを引き下げる措置については慎重な検討が必要。(第16回 WG・KDDI 追加質問への回答)
- ▶ 既往契約については、改正法施行時に、<u>総務省要請に基づき提出した計画値通り推移して</u>いる。また、当初から契約解除料免除を始めとした各種取り組みで自社内の改正法適合プランへの移行を進めていることに加え、本年3月には当社の各ブランド間の移行時にも契約解除料の免除を拡大した。また、<u>本年2月から3月にかけて各ブランドで新プランを提供したことに伴って、移行はより加速する見込み</u>。引き続き、自社内の改正法適合プランへの移行について可能な限り移行を早められるよう最大限周知等も行っていく予定のため、<u>既往契約の契約内容を変更することについて検討する予定はない</u>。(第16回WG・ソフトバンク追加質問への回答)

(参考)競争ルールの検証に関するWG第16回(2021年4月16日) NTTドコモの資料

# 2-1. 改正法適合プランへの移行状況



- 総務省の要請に基づき報告した移行計画\*を上回る進捗 \*2019年10月に報告
- 今後、2年程度で大宗の利用者が改正法適合プランへ移行する見込み

# 構成員限り

21

(参考)競争ルールの検証に関するWG第16回(2021年4月16日) ソフトバンクの資料

# 既往契約の移行状況

9

既往契約の割合は全契約者の半数以下に減少 (総務省殿要請に基づき、提出・受領済の計画どおりに推移)

構成員限り

# 1-(3) これまでの議論(構成員の意見)

- ▶ 現行法が基本というふうに捉えると、早期にこの不適合契約の残存数、そしてその割合というものは減らしていかなければいけない。特に各社においては、どのような取組を具体的にしているのか。そして、その中でも、不適合契約から現行法に合致した契約に有効と思われるようなスイッチのやり方、方法というものをぜひ報告してもらいたい。
- 残っている人たちのニーズに合って、そこに応えているサービスがないのではないか。キャリアにはそこを何とか工夫してもらいたい。また、ドコモの9,500円が残っているのは早急に解決すべきこと。
- ▶ 利用者が新料金プランに自ら移行しない限り9,500円のままという状態で、それがなかなか進んでいないという 状況にあると思う。施行から2年以上たってもなかなか是正されないということは、強制的に1,000円もしくは無 料という形に下げさせるということを考えてもいい時期に来ていると思う。有利なほうの改正になるため、提供条 件の説明も不要に当たるので、その辺もクリアできるのではないか。検討いただきたい。

#### 「モバイル市場の競争環境に関する研究会」最終報告書(2020年2月)(抄)

- 第2章 利用者料金に関する事項
  - 2. 改正電気通信事業法の施行
    - (3) 対応の方向性
      - ③ 新事業法適合契約への移行促進

新事業法適合契約への移行の促進に関し、各事業者では、新事業法の趣旨を踏まえ、既往契約からの移行の際の違約金の免除等の取組を行っているが、一部の事業者では、移行後も、解約した既往契約の残余の拘束期間に新事業法適合契約を解約した場合には既往契約による違約金の支払いが発生し、利用者の混乱を招くおそれがあることが指摘されている。また、既往契約のうち残債免除を受けるための条件として指定端末の買換条件を有するものについては、施行日後も一定期間に渡り囲い込みが継続することも指摘されている。既往契約について、利用者の移行や自由な事業者選択を促進するため、事業者においては、利用者の混乱を招くことがないよう利用者への適切な周知を行うとともに、その条件についての見直しを含め、移行促進のための適切な対応の必要性について検討していくことが必要である。

「競争ルールの検証に関する報告書2020」(2020年10月)(抄)

- 第2章 モバイル市場の競争環境に関する検証
  - 3. モバイル市場の現況と分析
    - (4) 新プランへの移行状況
      - ③ 対応の方向性

既往契約の事業法第27条の3の規律に適合する契約への移行については、各事業者において取組が行われているが、各事業者による周知が改正法の施行前後と比較して低調になってきているという指摘もあることから、利用者が漫然と更新することがないよう、各事業者においては、引き続き、移行促進のための周知や施策をしっかりと講じていくことが必要である。

#### (1) 現在の状況

- ▶ 前述のとおり、既往契約は、事業法第27条の3で禁止されている提供条件により改正法施行後も提供が続けられている契約であり、行き過ぎた囲い込みの禁止に反する違約金9,500円や、通信料金と端末代金の分離の趣旨に反する通信契約の継続利用を条件とする端末代金値引き等が依然として残っている契約である。このため、事業法第27条の3の趣旨を徹底する観点から、できる限り早急に解消すること(具体的には、できる限り早急に既往契約がOになること)が望ましい。
- ▶ 2019年10月の改正法施行時においては、既往契約について特段の終了時期は定めず、事業者が策定した 移行促進計画に基づき、既往契約の解消状況を確認してきた。しかしながら、改正法施行から2年を迎えようと する中で、既往契約の解消に向けた具体的な出口を検討する時期に来ていると考えられるのではないか。
- 特に、昨年の秋以降、携帯各社から低廉な料金プランが次々と発表され、市場全体として競争が活発化しており、また、MNPに関するルールの改正や、SIMロックの原則禁止、eSIMの導入などにより他の要因によるスイッチングコストの低減も進捗している。こうした中で、既存大手であるMNO3社が、事業法第27条の3の趣旨に反する、囲い込み効果の高い既往契約に加入する利用者を多く抱えたまま、新規事業者やMVNOとの間で顧客獲得を争うことは、決して対等な競争条件とは言えないのではないか。このため、公正な競争環境を整える観点からは、既往契約を早期に解消することが強く求められると考えられるのではないか。
- (2) 不適合期間拘束契約①
- 前述のとおり、不適合期間拘束契約については、2021年3月末時点で、改正法施行時と比較して約5割が 残っている。
- MNO3社のうち、KDDI及びソフトバンクについては、不適合期間拘束契約に加入する利用者が各社の提供する改正法適合契約に移行すれば※、不適合期間拘束契約への加入時期等に関わらず、同契約に基づく違約金9,500円が免除され、改正法の趣旨に反する違約金を払うことなく、他の事業者に通信契約を乗り換えることが可能である。
- 他方、NTTドコモについては、不適合期間拘束契約に加入する利用者が同社の提供する改正法適合契約に移行しても、不適合期間拘束契約の<u>拘束期間中は</u>同契約に基づく<u>違約金9,500円が留保</u>されることとなっており、同期間中に他の事業者に通信契約を乗り換えようとすると、同額の違約金の支払いが必要となっている。
   ※ KDDIの一部の適合契約については、不適合期間拘束契約から移行する際に違約金が免除されない。(7ページ参照)

#### (2) 不適合期間拘束契約②

- ▶ この点について、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」最終報告書において、利用者の混乱を招くお それがある旨、また、事業者において、条件についての見直しを含め、移行促進のための適切な対応の必要 性について検討していくことが必要な旨の指摘がなされていた(23ページ参照)。
- ▶ NTTドコモは、この違約金留保について、本年秋に解消することを表明しており、これが実現すれば、MNO3 社全ての不適合期間拘束契約に加入する利用者が、各社の改正法適合契約に一度移行すれば、改正法の趣 旨に反する違約金を支払うことなく、他の事業者に通信契約を乗り換えることが可能となる環境が整うことになる。
- ▶ 他方で、不適合期間拘束契約は、不適合の条件のまま更新が繰り返されることにより永続的に残る可能性があること、また、不適合期間拘束契約に加入する利用者は、改正法適合契約に一度移行しなければ、改正法の趣旨に反する違約金を支払うことなく他の事業者に乗り換えることができない(いわば、同違約金を支払わずに事業者を乗り換えるには「一手間余計にかかる」)ことを踏まえれば、事業法第27条の3の趣旨の徹底を図る観点から、施行後2年を迎えるこのタイミングで一定の移行の完了期限を定め、移行を図ることが適当ではないか。その際、不適合期間拘束契約の中には、継続利用割引など利用者にとって有利な契約もあることから、利用者利益にも配慮することが必要ではないか。

## (3) 不適合利益提供等①

- ▶ 前述のとおり、不適合利益提供等のうち通信料金割引の契約については、2021年3月末時点で、NTTドコモについては7%程まで減少しているほか、KDDI及びソフトバンクについても、30%程度まで減少してきている。
- ▶ 他方で、不適合利益提供等のうち、KDDI及びソフトバンクが提供する旧端末購入サポートプログラム(割賦代金の残債免除)については、2021年3月末時点で、両社とも5割を超える不適合な契約が残っている。
- ▶ 両社の旧端末サポートプログラムについても、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」<u>最終報告書</u>において、施行日後も一定期間に渡り囲い込みが継続する旨、また、事業者において、条件についての見直しを含め、移行促進のための適切な対応の必要性について検討していくことが必要な旨の指摘がなされていた。

#### (3) 不適合利益提供等②

- 前述のとおり、不適合期間拘束契約については、事業法第27条の3の規律に反する条件ではあるものの、 今秋以降、NTTドコモの違約金留保の解消が実現した場合には、利用者が各社の提供する適合契約に移行することにより、同規律に反する違約金を支払うことなく、通信事業者を乗り換えることができる環境が整うことになる。これに対し、旧端末購入サポートプログラムについては、利用者が通信事業者を乗り換えるためには、事業者を乗換えなかった場合に得ることができる利益である残債免除を断念するか、必ずしも望まぬ形やタイミングで端末を買換えなければならないという条件が依然として残っているにも関わらず、これまで見直しがされていない。このため、利用者における端末の買換えサイクルが長くなってきている中で、今後も旧端末購入サポートプログラムの残存契約が残り続け、通信事業者の乗換えを妨げる囲い込み効果が継続することが懸念される。
- ➤ このため、旧端末購入サポートプログラムについては、競争上問題が大きく、極力早急に解消することが強く求められるのではないか。

#### (4) 今後の方向性

- 既往契約を抱える事業者においては、以上のような競争上の懸念点・問題点を踏まえて、できる限り早期の 既往契約の解消に向けて、具体的に取り組むことが求められるのではないか。
- このため、総務省においては、既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、利用者への影響にも配慮しつつ、既往契約の早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に対し、既往契約をできる限り早期に解消するための積極的な取組を求めることが適当ではないか。
- その際、これら既往契約は、改正法の施行前に約されたという理由により、事業法上一義的には違法とは言えないため、その解消に向けた取組については基本的に事業者各社の自主的な取組を求めることになる。このため、総務省においては、必要に応じて、例えば今後の周波数割当等に当たってこれらの自主的な取組の対応について審査に活用するなど、事業者にインセンティブを与えてその取組を促すことも検討に値するのではないか。